

循環型社会

天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会。循環型社会形成推進法では、具体的に、廃棄物等の発生の抑制、廃棄物のうち循環資源の適正な循環的利用の促進など循環型社会づくりの手段や方法が示されている。

第4章 ごみ・リサイクル

第1節 資源化の向上

ごみの分別を徹底するとともに、古紙ステーションなど、拠点回収の積極的な活用を図ります。また、埋立てごみに含まれる鉄類やプラスチック類の資源化に努め、リサイクル率の向上を図ります。

【第2次田辺市総合計画 第6章「快適」 施策2 環境 単位施策(4) ごみ・リサイクル】

1 資源化量の推移

本市の一般廃棄物処理基本計画では、一般廃棄物のリサイクル率の目標値として令和15年度に20.2%以上を達成することを目標に取り組んでいます。

本市のごみ発生量*、総資源化量*及びリサイクル率の推移について下表に示します。

リサイクル率

発生量のうち総資源化量が占める割合。

ごみの発生量の推移 (単位：t/年)

項目	H28	H29	H30
発生量	28,078	27,396	28,272
総排出量*	26,050	25,570	26,591
集団回収量	2,028	1,826	1,681

リサイクル率の推移 (単位：t/年)

項目	H28	H29	H30
リサイクル率 (総資源化量 ÷ 発生量 × 100)	20.2%	19.8%	18.8%

発生量

市内の家庭及び事業所から発生したごみの量。産業廃棄物と自家処理量を除く。

総資源化量

資源化量(本市が処理したごみのうちリサイクルされる量)に集団回収量を加えたものの量。

総排出量

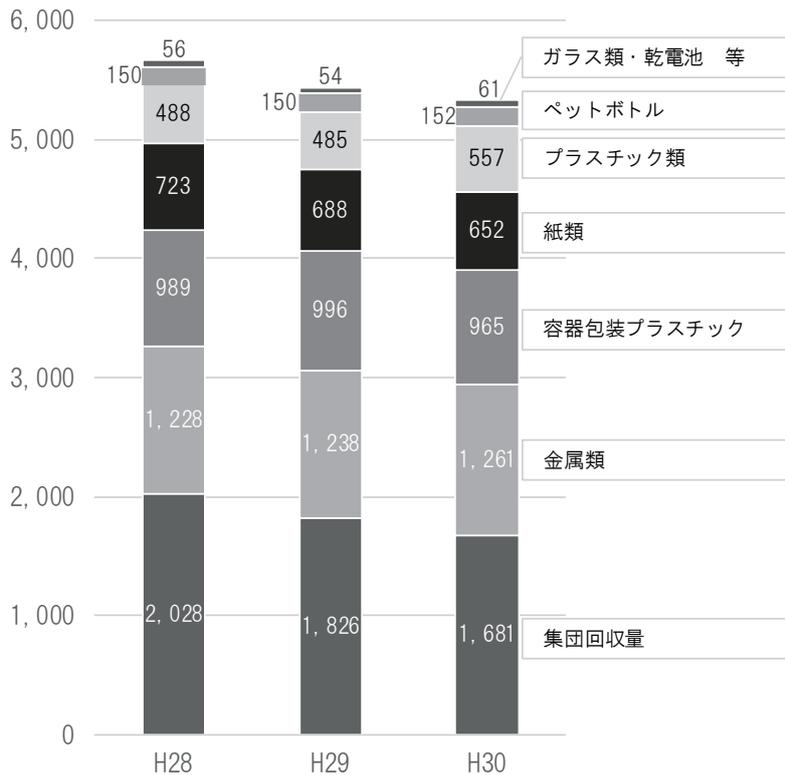
本市の処理対象となるごみの量。発生量から集団回収量(集団回収によりリサイクルされる古紙類等の量)を除く。集団回収については次節(P60)を参照。

総資源化量の推移

(単位：t/年)

項目	H28	H29	H30
総資源化量	5,662	5,437	5,329
集団回収量	2,028	1,826	1,681
資源化量合計	3,634	3,611	3,648
紙類	723	688	652
金属類	1,228	1,238	1,261
ガラス類	36	37	35
ペットボトル	150	150	152
容器包装プラスチック	989	996	965
プラスチック類	488	485	557
乾電池・蛍光管	20	17	26

総資源化量の推移 (t/年)



2 拠点回収等による資源化の向上

本市では、市内の公共施設等に古紙ステーションなどの拠点を設け、拠点回収を実施しています。平成30年度の拠点回収場所は、古紙類（新聞、雑誌、ダンボール）については39カ所、缶・びんについては27カ所、ペットボトルについては52カ所となっています。

古紙類、缶、びん及びペットボトルを拠点回収場所へ出していただくことにより、効率的な資源化が図られており、平成30年度の総資源化量のうち拠点回収が占める割合は約14.3%となっています。

また本市では、2007年（平成19年）9月から容器包装プラスチックリサイクル施設（参照：P81）を稼働し、これまでは最終処分の対象であったプラスチックのリサイクルに取り組むなど、さらなる資源化の向上に努めています。

拠点回収ボックス



拠点回収場所 (単位：カ所)

拠点回収場所	H28	H29	H30
古紙類	41	40	39
缶・びん	27	27	27
ペットボトル	53	52	52

リサイクルの種類

マテリアルリサイクル
マテリアルリサイクルとは、使用済みのプラスチックを溶かすなどして、もう一度プラスチック製品に再生し、利用することをいう。材料リサイクルとも呼ばれており、ペットボトルや発泡スチロールなどはこの方法でリサイクルされる。プラスチックは、リサイクルを繰り返すと材質が悪くなる(劣化する)と言われていたが、最近では純度の高い良質なプラスチックに戻す技術開発が進んでいる。

ケミカルリサイクル
ケミカルリサイクルとは、プラスチックが炭素と水素からできていることを利用し、熱や圧力を加えて、元の石油や基礎化学原料に戻してから、再生利用することをいう。現在、容器包装リサイクル法が再商品化（リサイクル手法）として認めているケミカルリサイクルには、原料・モノマー化、油化、高炉還元剤としての利用、コークス炉化学原料化、ガス化による化学原料化がある。

サーマルリサイクル
廃棄物から熱エネルギーを回収すること。プラスチックは燃やすと高い熱を出すため、ダイオキシン対策を伴う施設でサーマルリサイクルすることは、埋立てごみの量を減らす上でも、大きな役割を占めつつある。たとえば、ごみの焼却熱を熱源にして、温水を沸かし、事務所や住宅、近隣施設の風呂や温水プールに送ることなどができる。ごみの焼却時に発生する蒸気は、発電や各種施設での暖冷房のほか、工業用など幅広く活用できる。また、セメントを焼成するときに、その原燃料としてプラスチックを使う（セメントキルン）方法や、廃プラスチックを乾燥、固化、圧縮した固形燃料（RPF）の形で利用することもできる。

第2節 資源ごみ集団回収

資源ごみの集団回収を継続して奨励することにより、ごみの減量や資源の有効利用を拡大するとともに、生ごみの減量化と資源化を図るため、生ごみ処理機や処理容器の購入を促進します。

【第2次田辺市総合計画 第6章「快適」 施策2 環境 単位施策(4) ごみ・リサイクル】

田辺市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱
(参照：P101)

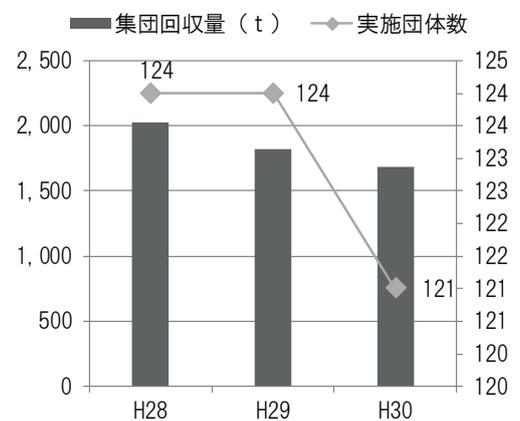
1 資源ごみ集団回収*

市に登録している子どもクラブや自治会等の集団回収実施団体が回収した古紙類について、1kg当たり4円の奨励金を交付し、ごみの減量や資源の有効利用に努めています。

平成30年度においては登録している121団体により新聞553t、雑誌473t、段ボール637t、古布18tの計1,681tが回収され、本市の総資源化量のうち32%を占めています。(参照：P69)

集団回収の実績

項目	H28	H29	H30
集団回収量 (t)	2,028	1,826	1,681
新聞	691	612	553
雑誌	587	518	473
段ボール	729	677	637
古布	21	19	18
実施団体数	124	124	121
奨励金額 (千円)	8,113	7,302	6,725



田辺市生ごみ処理機購入費補助金交付要綱
(参照：P102)

2 生ごみの減量化と資源化

家庭で排出される生ごみの減量化とたい肥としての資源化を目的として、生ごみ処理機や処理容器を購入する際、市が購入費の一部について補助金を出して支援*しています。補助金の額は本体価格の2分の1以内、上限20,000円としています。

平成30年度の補助基数と補助金額は、25基、353千円となっています。

電気式の生ごみ処理機
温風で乾燥処理する乾燥式、微生物の働きによって生ごみを分解するバイオ式、送風した後にバイオ処理するハイブリッド式があります。

生ごみ処理機購入費補助実績

項目	H28	H29	H30
生ごみ処理機 (件)	24	20	25
電気式	19	8	17
バケツ式	1	3	2
コンポスト	4	9	6
奨励金額 (千円)	388.8	188.7	353.3

コンポスト

庭や家庭菜園の土の部分に埋め込むように設置します。投入された生ごみは、地中の微生物の働きにより発酵分解して土に戻ります。

電動式の生ごみ処理機



コンポスト



第3節 ごみ減量及びリサイクル推進協力店制度*の活用

ごみ減量及びリサイクル推進協力店制度を活用し、市内の量販店等による過剰包装の改善やレジ袋削減運動、トレイ・牛乳パック・ペットボトル等の回収を促進します。

【第2次田辺市総合計画 第6章「快適」 施策2 環境 単位施策(4) ごみ・リサイクル】

ごみ減量及びリサイクル推進協力店制度

環境に配慮した店舗を登録する制度。登録の対象となる取組は、買物袋持参の奨励制度、包装紙・トレイ等商品包装の簡素化推進、エコマーク商品の積極的な販売、トレイや牛乳パック等の回収などがある。

1 ごみ減量及びリサイクル推進協力店制度

ごみ減量及びリサイクル推進協力店制度を活用し、市内の販売店による過剰包装の改善や買物袋持参運動、トレイや牛乳パックなどの回収に努めています。平成30年度の登録店舗は50店舗となっています。

ごみ減量及びリサイクル推進協力店登録状況 (単位：店舗数)

項目	H28	H29	H30
ごみ減量及びリサイクル推進協力店	50	49	50

田辺市ごみ減量及びリサイクル推進協力店登録制度実施要綱 (参照：P101)



2 レジ袋削減運動

わかやまノーレジ袋推進協議会協定事業者がおこなっているレジ袋有料化に協力するとともに買物袋持参運動を推進します。

第4節 啓発活動及び情報提供

ごみの排出状況や排出方法など、広報紙やごみ収集カレンダー等による定期的な情報提供を行うとともに、地域学習会や施設見学会を通じて、ごみの減量とリサイクルに対する啓発を行います。

【第2次田辺市総合計画 第6章「快適」 施策2 環境 単位施策(4) ごみ・リサイクル】

3Rの推進については、私たち市民一人ひとりの取組が重要です。ごみの分別や拠点回収など排出時におけるリサイクルはもちろんのこと、リデュースやリユースについては生活の中での実践が大切です。

本市では、各戸配布される「広報田辺」「ごみ収集カレンダー」の紙面を通じて、ごみの排出方法やリサイクルの方法等についてお知らせするほか、田辺市まちづくり学びあい講座（環境学習会）やごみ処理施設の見学会等を通じて、3Rの推進にご協力をお願いしています。



ごみ学習会の実績

項目	H28	H29	H30
実施会場数	2	0	1
参加者数	8	0	16

ごみ処理場への見学実績

項目	H28	H29	H30
見学団体数	27	26	28
参加者数	943	836	900

第5節 ごみの処理

民間事業者への委託による市全域収集の実施をはじめ、高齢者や障害者等のごみの搬入が困難な世帯を対象とした特別収集のほか、ペットボトル等を対象とした拠点回収、ごみ集積所の整備、ごみ収集カレンダーやごみ分別辞書の作成により、市民がごみを分別し、出しやすい環境づくりを進めます。

【第2次田辺市総合計画 第6章「快適」 施策2 環境 単位施策(4) ごみ・リサイクル】

循環型社会づくりを推進するため、排出されるごみの抑制と資源化を図り、資源化が不可能なごみについては適正な処理を行っています。

豊かで物に恵まれた現代の生活は、その反面、膨大な量のごみ（廃棄物）を生み出しています。これは有用な天然資源の枯渇につながるなど、将来的なものを含め様々な問題を内包していることから、循環型社会づくりの推進が求められています。

一方で、ごみ処理には多額の費用がかかります。平成30年度における本市のごみ処理に関する経費は9億9,390万4千円でありました。このうち約18%は、処理の手数料として排出者にご負担いただいています。残りの約82%は税金等が充てられています。

1 一般廃棄物の処理

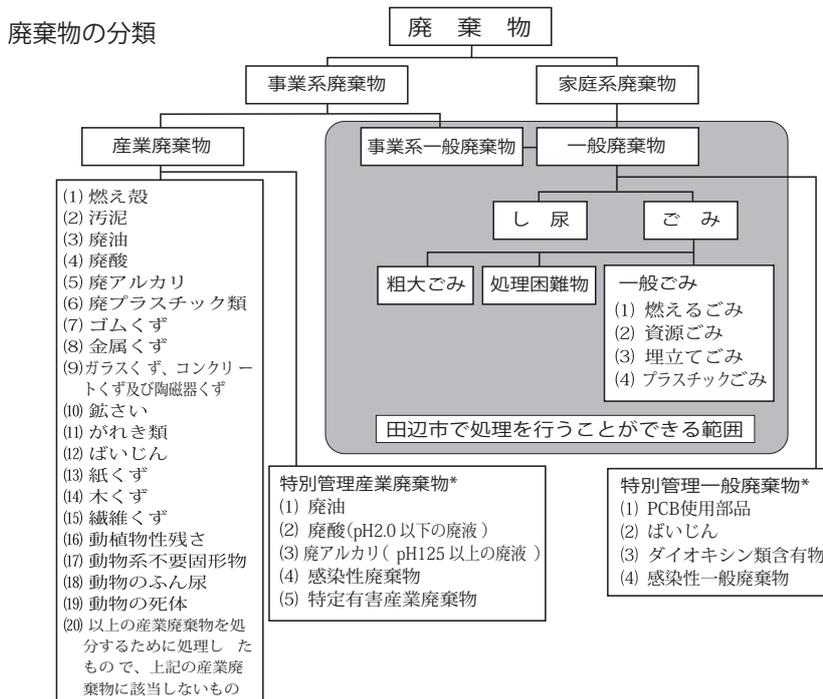
ごみは日常生活から排出されるごみ（家庭系）と事業活動に伴って排出されるごみ（事業系）に大きく分けられます。事業系のうち、燃え殻・汚泥など「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」*で定められた20種類のごみについては産業廃棄物となります。廃棄物処理法では産業廃棄物を事業者が自ら処理するように定められていますが、自ら処理できない場合は、県の許可を受けた許可業者に処理を委託することになります。

産業廃棄物以外のごみのことを一般廃棄物といいます。市町村は、計画を定めて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理（収集運搬、処分、再生を含む）するように廃棄物処理法で義務づけられています。これに基づき、本市では一般廃棄物処理計画*を定め、適正な処理に取り組んでいます。（下記参照）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
（廃棄物処理法）

廃棄物の定義や住民・事業者・行政それぞれの責務、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律。この法律で廃棄物とは「自ら利用したり他人に売ったりできないため不要になったもので、固形状または液状のもの」と定義されている。

一般廃棄物処理計画
廃棄物処理法に定める市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画。



特別管理産業廃棄物
特別管理一般廃棄物
廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものであり、廃棄物処理法でそれぞれ種類ごとに特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物に区分されている。

2 ごみ排出量の推移

本市で発生しているごみの排出量と原単位（一人一日あたり何グラムのごみを排出しているか）について下表に示します。

種類別排出量 (単位：t / 年)

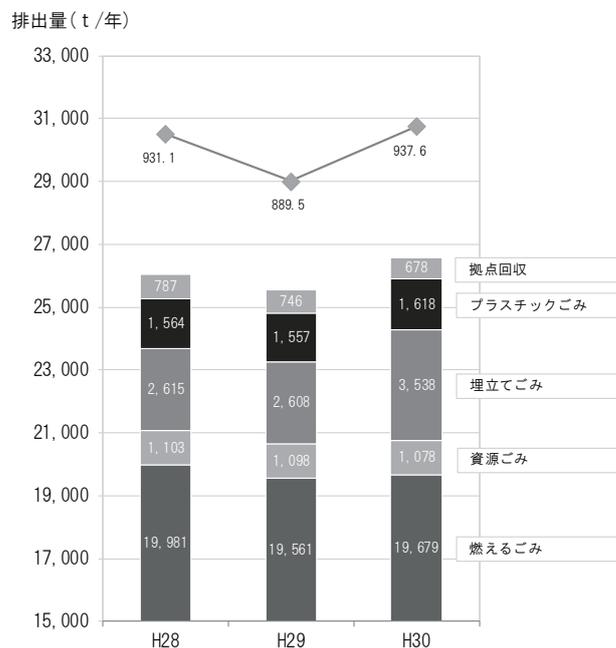
項目	H28	H29	H30
総排出量	26,050	25,570	26,591
家庭系収集ごみ（特別収集含む）	16,434	16,163	17,399
燃えるごみ	12,403	12,103	12,225
資源ごみ	1,103	1,098	1,078
埋立てごみ	1,364	1,405	2,478
プラスチックごみ	1,564	1,557	1,618
事業系ごみ	8,829	8,661	8,514
燃えるごみ	7,578	7,458	7,454
埋立てごみ	1,251	1,203	1,060
プラスチックごみ	0	0	0
拠点回収	787	746	678
古紙類	674	638	598
ペットボトル	52	48	20
缶・びん類	61	60	60

種類別排出原単位
ごみの種類別の1人
1日当たりの排出量

種類別排出原単位* (単位：g / 人・日)

項目	H28	H29	H30
人口(人)	76,654	78,759	77,703
総排出量	931.1	889.5	937.6
家庭系収集ごみ（特別収集含む）	587.4	562.2	613.5
燃えるごみ	443.3	421.0	431.0
資源ごみ	39.4	38.2	38.0
埋立てごみ	48.8	48.9	87.4
プラスチックごみ	55.9	54.2	57.0
事業系ごみ	315.6	301.3	300.2
燃えるごみ	270.8	259.4	262.8
埋立てごみ	44.7	41.8	37.4
プラスチックごみ	0.0	0.0	0.0
拠点回収	28.1	26.0	23.9
古紙類	24.1	22.2	21.1
ペットボトル	1.9	1.7	0.7
缶・びん類	2.2	2.1	2.1

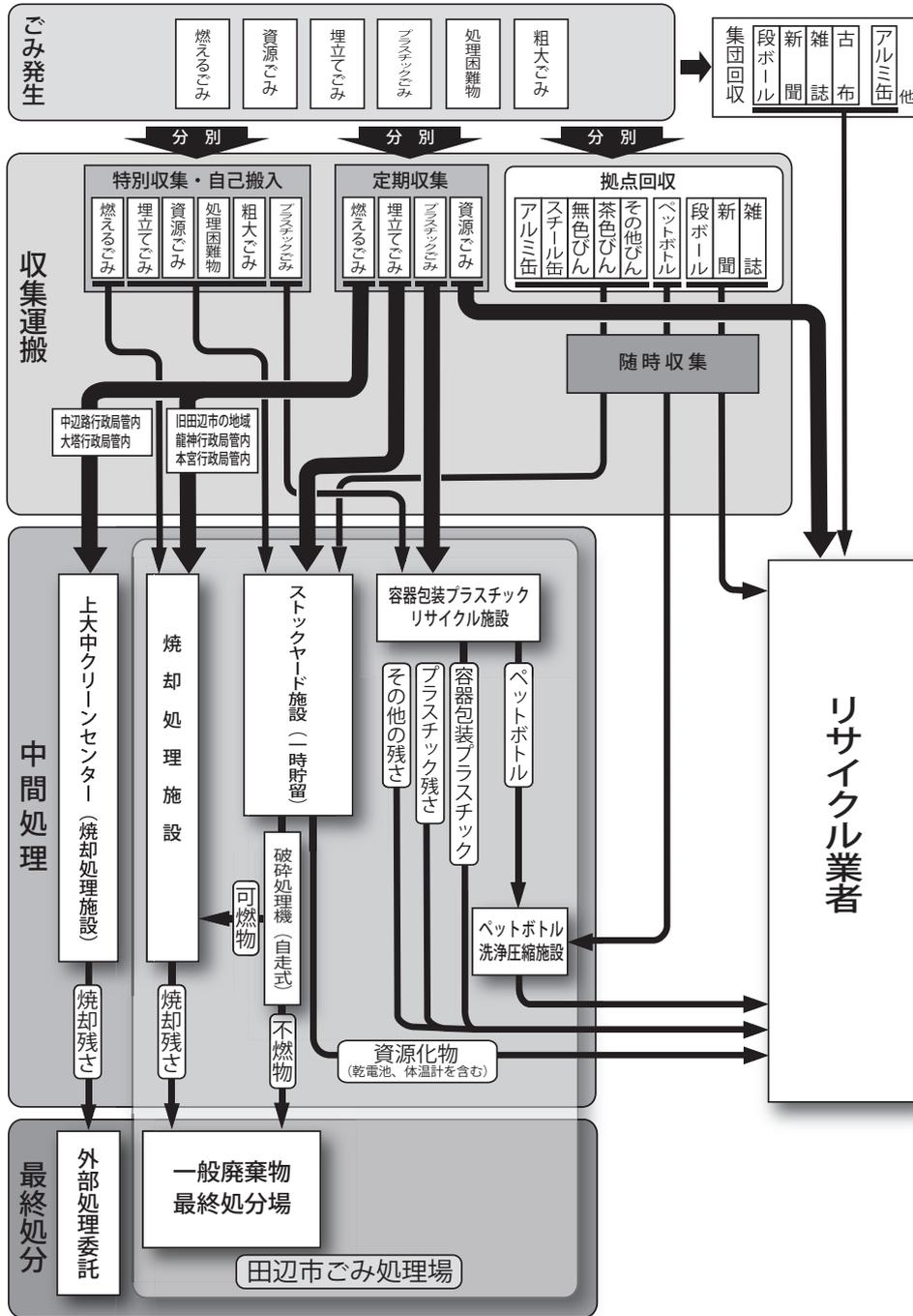
ごみ総排出量及び排出原単位の推移



3 ごみ処理の流れ

ごみの処理には、収集運搬、中間処理（資源化、焼却等による減量化、減容化等）、最終処分（埋立て）という一連の流れがあります。また、資源化の可能なごみについては最終処分せずにリサイクルを図っています。

ごみの種類に応じた処理の流れは以下のとおりです。



燃えるごみ

地域ごとに田辺市ごみ処理場又は上大中クリーンセンターで焼却を行います。焼却後の残さはそれぞれ市の最終処分場又は外部処理委託先で埋立て処分されます。

資源ごみ

定期収集された資源ごみは、リサイクル業者まで直接運搬しています。自己搬入された資源ごみはストックヤードに一時保管後、リサイクル業者に引き渡します。

プラスチックごみ

容器包装プラスチックリサイクル施設において、ペットボトル・容器包装プラスチック・その他プラスチックに分けて、それぞれリサイクル業者に引き渡しリサイクルを行っています。

埋立てごみ

ストックヤードに一時保管し、破碎処理を行った後、埋立処分を行っています。乾電池、体温計については一時保管後、リサイクル業者に処理委託を行っています。

処理困難物

本市のごみ処理設備では適正な処理が困難なごみ。

粗大ごみ・処理困難物

粗大ごみ及び処理困難物については、可燃物は破碎処理後に焼却処理を行い、不燃物は資源化または埋立処分を行っています。

自己搬入

定期収集に出すことのできない粗大ごみや処理困難物などは、田辺市ごみ処理場もしくは各行政局に有料で搬入することができます。

拠点回収

ペットボトル以外は、直接あるいはストックヤードで一時保管後、リサイクル業者に引き渡します。ペットボトルは洗浄を経てリサイクル業者に引き渡します。

中間処理

廃棄物の無害化、減量化、減容化、資源化あるいは安定化を図るため、焼却、破碎、選別などの処理をすること。

ストックヤード

一時保管所。

破碎処理

ごみを碎いて減容化する処理。

リサイクル

ごみ等を再生利用すること。

最終処分場

廃棄物を埋立処分する場所。本市の一般廃棄物最終処分場では、破碎処理後の埋立ごみ及び焼却施設から発生する焼却残さの埋立て処分を行っています。

4 ごみ分別と収集運搬

ごみを分別することなく収集すると、それぞれの性質にあった適正な処理やリサイクルが困難になります。このため、処理方法に応じて分別の種類を設定し、収集運搬しています。

その内容は以下のとおりで、15 分別（処理困難物を含まず）となっています。

収集運搬方法	分別の種類	ごみの出し方	備考（品目例等）	
定期収集	燃えるごみ	週2回	ごみステーション等 台所ごみ、紙くず、貝がら、紙おむつ、板ぎれ（50cm位）、衣類、布切れ、紙粘土、ぬいぐるみ（綿）等 缶・びん、鍋（鉄、アルミ）、フライパン、かみそり、針金ハンガー、スプレー缶、包丁、体重計等、小型家電（H26年度から） ポリタンク、小さいポリバケツ、発泡スチロール、塩ビボトル、ビデオテープ、タッパー等 蛍光灯・電球、せともの、ビニールひも、釣り糸、傘、靴、使い捨てカイロ、ガラス、革ベルト、植木鉢（せともの）、灰等 乾電池・体温計は埋立てごみと共に収集しますが、別の透明な袋に入れて出す必要があります。	
	資源ごみ	月1回		
	プラスチックごみ	月2回		
	埋立てごみ	月1回		
特別収集	粗大ごみ	予約制	訪問して回収 たんす、机、ソファ、その他分別指定袋に入らないごみ タイヤ、バッテリー、消火器、マッサージ機（いす型）、スプリングマットレス、オルガン、エレクトーン、ピアノ	
	処理困難物			
拠点回収	古紙類	段ボール 新聞 雑誌	回収箇所数：39箇所（H30）	
	ペットボトル		回収箇所数：52箇所（H30）	
	缶・びん	アルミ缶	拠点回収場所に自己搬出	回収箇所数：27箇所（H30）
		スチール缶		
		無色びん		
		茶色びん		
	その他びん			
<p>①定期収集 定期収集ごみは市内、収集対象地区を20地区に分けて基本的にステーション方式（一部立地条件等により個別収集）で収集を行っています。</p> <p>②特別収集 特別収集は、粗大ごみや処理困難物を直接搬入することが困難な世帯を対象として実施しています。排出者宅まで訪問して収集を行っています。</p> <p>③拠点回収 拠点回収は公共施設等に設けた古紙ステーションや資源類回収ボックスにおいて実施しています。</p> <p>事業系のごみ（事業系一般廃棄物） 事業系ごみの収集については、本市が許可している収集運搬許可業者10社が実施しており、家庭系ごみの定期収集、特別収集、拠点回収を利用することはできませんが、ごく少量（可燃ごみ年間最大220枚まで、不燃ごみ年間80枚まで）の事業者に限って、「事業者用分別指定袋」を使用することにより市が定期収集を行っています。</p>				

第6節 ごみ処理手数料と搬入禁止ごみ

1 ごみ処理手数料

本市では、排出量に応じたごみ処理経費負担のためにごみ分別指定袋制度を導入しています。また、特別収集、処理困難物及び自己搬入ごみについても有料とし、それぞれ手数料を設定しています。

家庭ごみ指定袋（定期収集用）

区 分	手数料
分別指定袋大（50ℓ）	43円/袋
分別指定袋小（30ℓ）	21円/袋
分別指定袋特小（15ℓ燃えるごみ専用） （埋立てごみ専用）	10円/袋

事業者用分別指定袋（定期収集用）

区 分	手数料
分別指定袋大（50ℓ）	86円/袋

家庭ごみ搬入手数料（自己搬入する場合）

区 分	手数料
最大積載量が350kg以下の車両又はこれに類するもの（徒歩を含む）で搬入した場合1台（1件）につき	可燃物 930円 不燃物 1,110円
最大積載量が350kgを超え、2t以下の車両又はこれに類するもので搬入した場合1台（1件）につき	可燃物 1,860円 不燃物 2,220円

事業系ごみ搬入手数料（自己搬入する場合）

区 別	手数料
最大積載量が350kg以下の車両で搬入した場合1台につき	可燃物 3,240円 不燃物 4,100円
最大積載量が350kgを超え、1t以下の車両で搬入した場合1台につき	可燃物 6,480円 不燃物 8,200円
最大積載量が1tを超え、2t以下の車両で搬入した場合1台につき	可燃物 10,260円 不燃物 12,960円

特別収集手数料（処理困難物は別途手数料が必要）

区 分	処理困難物だけが対象の場合	処理困難物と粗大ごみが対象の場合
軽四車	1,340円	2,370円
1トン車	2,690円	4,740円

処理困難物（廃棄物の適正な処理が困難な製品、容器等）

区 分	処理手数料
タイヤ（ホイールあり）	210円
バッテリー、消化器	320円
タイヤ（ホイールなし）	430円
スプリングマットレス（シングルサイズ以下）	1,080円
スプリングマットレス（シングルサイズ超え）、マッサージ機（椅子型） その他これらに類するもの 1台につき	1,620円
エレクトーン、オルガン その他これらに類するもの 1台につき	3,240円
ピアノ その他これらに類するもの 1台につき	7,560円

※各表の処理手数料については、2019年（平成31年）4月1日現在の料金。

2 搬入禁止ごみ

次の品目については、収集運搬の対象外とし、田辺市ごみ処理場への搬入を禁止しています。

品目例	ガスボンベ（プロパンガス）、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機、注射針・点滴用チューブ等、業務用ゲーム機 農業・劇薬・劇物（容器等含む）、単車・車の部品（タイヤ・バッテリー等は除く） ビニールハウスの廃ビニール、PCリサイクルマークの付いているパソコン 産業廃棄物、その他処理できないもの
-----	---

第7節 収集運搬

1 定期収集

本市の家庭系ごみの収集運搬については、2010年度（平成22年度）からすべての地域において民間委託により収集車（2t車）で、燃えるごみ、資源ごみ、埋立てごみ及びプラスチックごみの収集運搬を行っています。

2 特別収集

定期収集に出せない粗大ごみや処理困難物について、自己搬入が困難な世帯を対象として特別収集を実施しています。半年間に1回、一軒につき1車（軽四車もしくは1t車）に積載できるものに限り、排出者の自宅まで訪問してごみを回収します（事前申込が必要です）。

特別収集の実施状況は下記のとおりです。

特別収集の実績

	H28	H29	H30
収 集 回 数	676	782	819
重 量 (kg)	151,380	168,000	196,000

特別収集にかかる手数料
(参照:P78)

第8節 中間処理

一般廃棄物中間処理施設について、田辺周辺広域市町村圏組合の構成市町村による共同設置を目指すという共通認識に立ち、将来的に広域化を目指します。

【第2次田辺市総合計画 第6章「快適」 施策2 環境 単位施策(4) ごみ・リサイクル】

1 本市の中間処理の現状

本市では中間処理施設として、焼却施設、容器包装プラスチックリサイクル施設等が稼働しています。本市のごみ処理場における中間処理実績の推移について下表に示します。

項 目	H28	H29	H30
中間処理量 計	24,213	23,994	24,677
焼却処理量	19,981	19,836	19,678
焼却以外の中間処理量	2,495	2,398	3,265
直接資源化量	1,737	1,760	1,734

2 中間処理施設

(1) 焼却施設

本市におけるごみ焼却等の中間処理については、中辺路行政局管内、大塔行政局管内の燃えるごみは上大中クリーンセンターで行い、その他のごみについては、田辺市ごみ処理場で行っています。

また、焼却施設に搬入されるごみの性状について、年間4回測定を行っており、ごみ質は年間を通して大きな変動はなく安定しています。

さらに排出ガス中のダイオキシン類濃度測定についても、国の定める排出基準内となっています。

田辺市ごみ処理場におけるごみ質（平均値）

項目		H28	H29	H30
種類組成 (乾燥ベース)	紙・布類	65.92%	51.57%	63.88%
	木・竹・わら類	10.47%	8.47%	5.72%
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	10.99%	7.06%	12.80%
	厨芥類	10.74%	30.34%	11.95%
	不燃物類	0.74%	1.15%	1.85%
	その他	1.15%	1.41%	3.80%
合計		100%	100%	100%
単位容積重量 (kg/ m ³)		184	173.5	144.25
三成分	水分	60.68%	53.47%	46.70%
	灰分	3.60%	4.79%	9.98%
	可燃物	35.72%	41.74%	43.32%
低位発熱量*		5,260kJ/kg(wet)	6,699kJ/kg(wet)	9,373kJ/kg(wet)

低位発熱量

水分を除いた場合のごみのもつ発熱量。低位発熱量が高すぎる場合は、焼却炉へのごみ投入量を調整する必要が生じるため、処理量の低下につながる。

施設名称	田辺市ごみ処理場（一般廃棄物焼却施設）
所在地	田辺市元町 2291-6
供用開始	平成8年4月
処理能力及び方式等	ごみ焼却炉 150t/日 (75t/24h × 2炉) 焼却方式 ストーカ式 准連続燃焼式焼却炉
付帯設備	犬猫焼却炉 数体用 100kg (5体) / 回 一体用 20kg (1体) / 回



施設名称	上大中クリーンセンター (上大中清掃施設組合)
所在地	西牟婁郡上富田町市ノ瀬 1862
供用開始	昭和62年12月
処理能力及び方式等	ごみ焼却炉 22t/日 (11t/8h × 2炉) 焼却方式 ストーカ式 機械化バッチ燃焼式焼却炉



田辺市ごみ処理場（一般廃棄物焼却施設）

排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果（単位：ng-TEQ/m³N）

測定項目	H28	H29	H30	排出基準
1号焼却炉	0.0088	0.072	0.008	5.00
2号焼却炉	—	0.0015	0.015	

※ 1 ng(ナノグラム)
= 10 億分の 1 グラム

※ H28 の 2 号焼却炉は、基幹的設備改良工事中で焼却運転停止中のため測定していない。

容器包装プラスチック

中身の商品が消費されたり、商品と分離された場合に不要となるプラスチック製の容器や包装のこと。「容器」は商品を入れるもの（袋を含む）、「包装」は商品を包むもの。

(2) 容器包装プラスチック*リサイクル施設

2007年（平成19年）9月から容器包装プラスチックリサイクル施設が稼働しています。

本施設では、家庭系のプラスチックごみを容器包装プラスチック、ペットボトル、その他のプラスチックなどに選別しています。容器包装プラスチックは1㎡に圧縮こん包し、リサイクル業者に引き渡します。



施設の概要

名 称	田辺市ごみ処理場 (容器包装プラスチックリサイクル施設)	
所 在 地	田辺市元町 2291-6	
供 用 開 始	平成19年9月	
処 理 能 力	4.9t/日	
設 備 内 容	投入ホッパー	4.6㎡
	破 袋 機	一軸揺動刃物式 1.24t/h
	磁気選別機	永磁式マグネットドラム 1.24t/h 1000カウス
	定量供給装置	ベルトコンベア 2基 1.24t/h
	圧縮梱包機	横型油圧圧縮型 0.98t/h

(3) ペットボトル洗浄施設

ペットボトル洗浄施設では、容器包装プラスチックリサイクル施設で選別されたペットボトルと、拠点回収により収集したペットボトルのラベルやふたを取り除き、洗浄し、リサイクル業者に引き渡します。

(4) ストックヤード施設

10区画を整備し、資源物及び埋立ごみの一時保管に利用しています。

施設の概要

名 称	田辺市ごみ処理場 (ストックヤード施設)	
所 在 地	田辺市元町 2291-6	
供 用 開 始	平成13年3月	
施 設 規 模	約1,300㎡ (作業スペース含む)	
仕 様 内 容	区 画 数	10区画
	内 訳	23.8㎡×6区画 (処理困難物、スチール缶、アルミ缶、無色ビン、茶色ビン、その他ビン) 50.0㎡×4区画 (埋立てごみ等)



(5) 自走式破碎機

自走式破碎機は、ストックヤード施設で選別保管された埋立てごみ及び可燃性粗大ごみ等の破碎処理を行っています。

施設概要

名 称	移動式破碎機	
所 在 地	田辺市元町 2291-6	
供 用 開 始	平成22年7月	
処 理 能 力	15t/h	
仕 様 内 容	名 称	コマツ BR300S-2
	エンジン形式	直噴ターボ空冷アフタークーラ
	定 格 出 力	182PS/2050 r pm
	破 碎 室 寸 法	幅 1,615 × 長さ 1,230mm
	カッター寸法	680mm × 1,660mm
	回 転 数	19rpm
	重 量	27t



第9節 最終処分

紀南環境広域施設組合が取り組んでいる、広域廃棄物最終処分場整備事業については、組合と連携かつ協力しながら、処分場の早期完成に取り組めます。

現有の最終処分場について、埋立て終了後における適切な処置に向け、施設の更新や維持も含めた適切な管理を行います。

【第2次田辺市総合計画 第6章「快適」 施策2 環境 単位施策(4) ごみ・リサイクル】

本市の一般廃棄物最終処分場では、中間処理した後にリサイクルできないもの（埋立てごみ及び焼却施設から発生する焼却残さ）について埋立処分を行っています。

また、容器包装プラスチックリサイクル施設の稼働などリサイクルの推進により埋立処分されるごみ量の削減に努めるほか、不透水層工事を実施して浸出水* 処理施設への負荷の低減に努めるなど、最終処分場の適正な運用に取り組んでいます。なお、現処分場の残容量が逼迫して来ていることから、紀南環境広域施設組合* に参画し、紀南地域の新たな最終処分場の整備に向けた取組を進めています。

本市の最終処分場における処分実績の推移について下表に示します。

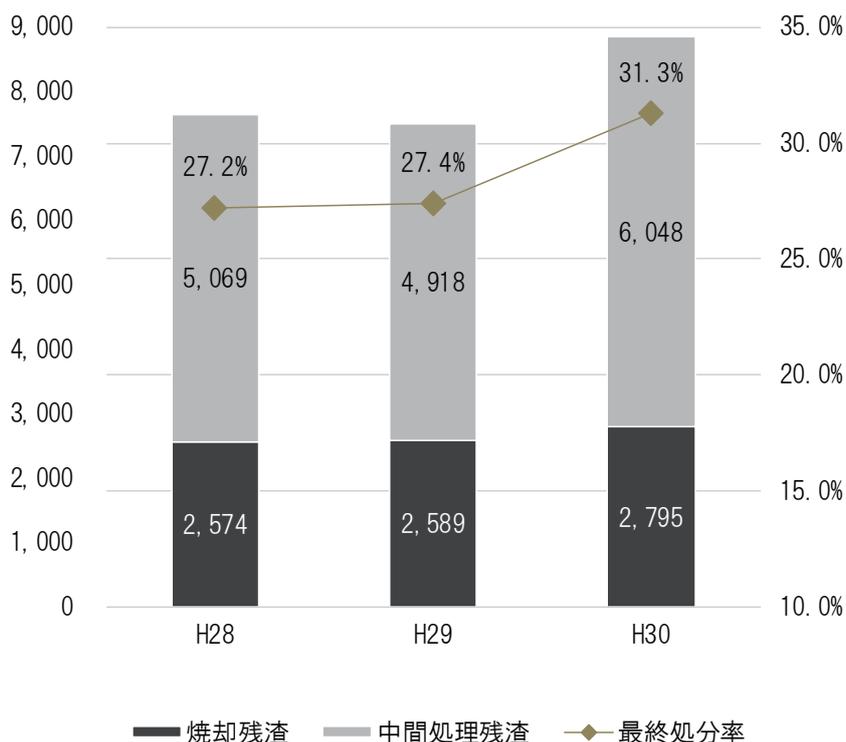
最終処分実績の推移 (単位：t/年)

項目	H28	H29	H30
最終処分量計	7,643	7,507	8,843
焼却残渣	2,574	2,589	2,795
中間処理残渣	5,069	4,918	6,048
総排出量	28,078	27,396	28,272
最終処分率	27.2%	27.4%	31.3%

浸出水

ここでは雨などが埋立地のごみの中を通過して浸出してきた水のこと。本市では浸出水処理施設において適正に処理しています。

紀南環境広域施設組合
(参照：P 8)



最終処分場の概要

施設名称	田辺市ごみ処理場（一般廃棄物最終処分場）	
所在地	田辺市元町 2291-6	
供用開始	平成8年4月	
埋立面積	23,000㎡	
埋立容量	215,864㎡	
貯留構造物	形式	重力式コンクリートダム
	ダムの規模	延長 93 m 高さ 20.5 m 天巾 3.6 m 底巾 16 m
遮水工	鉛直遮水工（カーテングラウチング）	
浸出水処理施設	処理能力	240㎡ / 日
	処理方式	前処理+生物処理（回転円板） +凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+滅菌
その他施設	浸出水調整槽 沈砂池	



最終処分場浸出水処理施設のダイオキシン類濃度測定 * 結果（単位：pg-TEQ/ℓ）

測定項目	H28	H29	H30	排出基準
放流水（処理水）	0.000055	0.00015	0.0012	10

※ pg（ピコグラム）：1pg = 1兆分の1グラム

最終処分場浸出水処理施設のダイオキシン類濃度測定

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく測定。国の定める排出基準内となっています。

最終処分場浸出水処理施設からの放流水の水質検査結果

項目		H28	H29	H30	排出基準	項目		H26	H27	H28	排出基準
生活環境項目	pH	7.2	7.5	7.5	5.8~8.6	有害物質	四塩化炭素 (mg/ℓ)	—	—	—	0.02
	BOD (mg/ℓ)	2.1	4.2	2.6	60		1,2-ジクロロエタン (mg/ℓ)	—	—	—	0.04
	COD (mg/ℓ)	3.6	9.2	7.2	90		1,1-ジクロロエチレン (mg/ℓ)	—	—	—	0.2
	SS (mg/ℓ)	2.0	4.8	0.7	60		シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/ℓ)	—	—	—	0.4
	n-ヘキサン (鉱油類含有量) (mg/ℓ)	—	—	—	5		トランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/ℓ)	—	—	—	0.4
	n-ヘキサン (動植物油類含有量) (mg/ℓ)	—	—	—	30		1,1,1-トリクロロエタン (mg/ℓ)	—	—	—	3
	フェノール類 (mg/ℓ)	—	—	—	5		1,1,2-トリクロロエタン (mg/ℓ)	—	—	—	0.06
	銅 (mg/ℓ)	—	—	—	3		トリクロロエチレン (mg/ℓ)	—	—	—	0.1
	亜鉛 (mg/ℓ)	—	—	—	2		テトラクロロエチレン (mg/ℓ)	—	—	—	0.1
	鉄 (mg/ℓ)	—	—	—	10		1,3-ジクロロプロペン (mg/ℓ)	—	—	—	0.02
	マンガン (mg/ℓ)	—	—	—	10		ベンゼン (mg/ℓ)	—	—	—	0.1
	全クロム (mg/ℓ)	—	—	—	2		有機りん化合物 (mg/ℓ)	—	—	—	1
	大腸菌数 (個/ℓ)	—	—	—	3,000		アルキル水銀 (mg/ℓ)	—	—	—	検出されないこと
	全窒素 (mg/ℓ)	40.0	42.5	37.2	120		PCB (mg/ℓ)	—	—	—	0.003
全りん (mg/ℓ)	—	—	—	16	チウラム (mg/ℓ)	—	—	—	0.06		
有害物質	カドミウム及びその化合物 (mg/ℓ)	—	—	—	0.1	シマジン (mg/ℓ)	—	—	—	0.03	
	シアン化合物 (mg/ℓ)	—	—	—	1	チオベンカルブ (mg/ℓ)	—	—	—	0.2	
	鉛及びその化合物 (mg/ℓ)	—	—	—	0.1	1,4-ジオキサン (mg/ℓ)	—	—	—	0.5	
	六価クロム及びその化合物 (mg/ℓ)	—	—	—	0.5	塩化ビニルモノマー (mg/ℓ)	—	—	—	基準値なし	
	ひ素及びその化合物 (mg/ℓ)	—	—	—	0.1	ほう素及びその化合物 (mg/ℓ)	1.1	1.0	1.0	10 ^{*1}	
	総水銀 (mg/ℓ)	—	—	—	0.005	ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	—	—	—	8 ^{*2}	
その他	セレン及びその化合物 (mg/ℓ)	—	—	—	0.1	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	34.9	24.8	34.1	100 ^{*3}	
	ジクロロメタン (mg/ℓ)	—	—	—	0.2						

※ 「—」 検出されず

*1：1ℓにつき、ほう素 50mg 以下

*2：1ℓにつき、ふっ素 15mg 以下

*3：1ℓにつき、アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 200mg 以下

第10節 し尿処理

本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理については、旧田辺市の地域及び龍神行政局管内は、田辺市周辺衛生施設組合で処理を行っています。また、中辺路行政局管内及び大塔行政局管内は富田川衛生施設組合で、本宮行政局管内は紀南環境衛生施設事務組合で処理を行っています。また、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、本市が許可する12業者で収集を行っています。

し尿処理施設の概要

組合名及び施設名	田辺市周辺衛生施設組合 清浄館	富田川衛生施設組合 白鳥苑	紀南環境衛生施設事務組合 南清園
構成市町村	田辺市、みなべ町	田辺市、白浜町、上富田町	田辺市、新宮市、北山村、三重県御浜町、三重県紀宝町
所在地	田辺市新庄町 1177-3	西牟婁郡白浜町十九淵 274-1	新宮市新宮 8002-9
処理能力	170kl / 日	75kl / 日	98kl / 日
処理方式	高負荷脱窒処理+高度処理(砂ろ過+活性炭吸着)	標準脱窒	前脱水型高負荷脱窒素処理+高度処理(活性炭吸着)
運転方式	委託	直営	直営
汚泥処理方式	焼却	焼却	焼却
供用開始年月	平成7年4月	平成18年4月	平成29年4月

し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移 (単位: kl / 年)

項目		H28	H29	H30
し尿	旧田辺地域	6,140	5,757	5,564
	龍神行政局管内	1,018	967	1,117
	中辺路行政局管内	706	675	649
	大塔行政局管内	353	325	313
	本宮行政局管内	1,050	1,020	1,070
	計	9,266	8,744	8,713
浄化槽汚泥	旧田辺地域	21,727	22,168	22,288
	龍神行政局管内	2,392	2,389	2,197
	中辺路行政局管内	1,126	1,009	1,122
	大塔行政局管内	1,050	1,083	1,080
	本宮行政局管内	1,610	1,581	1,600
	計	27,904	28,230	28,287
合計	旧田辺地域	27,867	27,925	27,852
	龍神行政局管内	3,410	3,356	3,314
	中辺路行政局管内	1,832	1,684	1,771
	大塔行政局管内	1,403	1,408	1,392
	本宮行政局管内	2,660	2,601	2,670
	計	37,171	36,973	36,999

※各収集量については、小数点以下を四捨五入しているため、各計と内訳が一致しないことがある。